

信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業

入札説明書

令和3年9月

国立大学法人 信州大学

内容

1. 入札説明書の定義.....	1
2. 公表日	2
3. 事業の概要等	2
(1) 事業の概要	2
4. 入札参加者の備えるべき参加資格	5
(1) 入札参加者の備えるべき参加資格.....	5
(2) 参加資格確認基準日	10
5. 入札参加に際しての留意事項	10
(1) 前提条件.....	10
(2) 入札説明書等の承諾.....	10
(3) 費用負担.....	10
(4) 提出書類の取扱い	10
(5) 本学からの提示資料の取扱い	11
(6) 入札参加者の複数提案の禁止	11
(7) 提出書類の変更等の禁止	11
(8) 使用言語及び通貨	11
6. 入札参加の手続き等	11
(1) 担当課	11
(2) 選定のスケジュール.....	12
(3) 提案書類提出の手続き	12
7. 事業者選定に関する事項.....	17
(1) 選定事業者の決定	17
(2) 審査委員会	17
(3) 審査委員会事務局	17
(4) 入札結果の通知及び公表	17
8. 特別目的会社の設立	18
9. 事業契約に関する事項	18
(1) 事業契約の締結	18
(2) 契約保証金	18
(3) 選定事業者の権利義務の譲渡等に関する制限	19
(4) 本学と選定事業者の責任分担	19
(5) 選定事業者が付保すべき保険	19

(6) 法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
(7) その他の支援に関する事項.....	20
10. 事業実施に関する事項.....	20
(1) 業務の遂行	20
(2) 事業期間中の選定事業者と本学との関わり	20
(3) 業務内容.....	21
(4) 本学によるモニタリング	21
(5) 土地の使用等	22
11. その他	22
(1) 事業の終了	22
(2) 情報の提供	22
(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い	22

別紙1 リスク分担表

附属資料1 要求水準書

附属資料2 事業者選定基準

附属資料3 事業契約書（案）

附属資料4 様式集

別添資料1. 松本キャンパス配置図

別添資料2. 第1運動場東職員駐車場測量業務報告書

別添資料3. 第1運動場東職員駐車場地盤調査報告書

別添資料4. 関連工事資料一式

別添資料5. 国立大学法人信州大学松本キャンパス自動車等交通対策実施規程

別添資料6. 信州大学諸料金規程

別添資料7. 国立大学法人信州大学松本キャンパス構内駐車場維持管理・運営等業務仕様書

別添資料8. 入構許可証に関する事項

1. 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、国立大学法人信州大学（以下「本学」という。）が、「信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

入札参加者は本入札説明書の定めに従って、入札参加に必要な書類を提出すること。

なお、附属資料の「信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）及び「信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、本入札説明書と一体のものとする。

2. 公表日

・令和3年9月3日（金）

3. 事業の概要等

（1）事業の概要

1）事業名称

・信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業

2）事業に供される施設等の種類

・駐車場施設

3）事業目的

国立大学法人信州大学は、1949年に旧制松本高等学校、新八医科大学である旧制松本医科大学（旧松本医学専門学校）、旧制長野県立農林専門学校（旧長野県立農林専門学校）、旧制上田繊維専門学校（旧上田蚕糸専門学校）、旧制長野工業専門学校（旧長野高等工業学校）、長野師範学校等を統合してできた国立大学です。

このうち松本キャンパスには人文学部、経法学部、理学部、医学部の4学部と医学部附属病院、全学教育機構などの複数の部局が混在し、多くの学生・教職員が教育・研究等の活動に従事している。これらの活動を支援するため、教育研究施設をはじめ図書館や福利施設、グラウンド、緑地、駐車場などが整備されているが、車両利用者に対して駐車場数が不足していることから松本キャンパス構内に仮設駐車場を設けており、大学構内に車両が溢れている状態となっており安全・安心な環境を確保することに苦慮している。

このことから立体駐車場の整備を行い、現在、構内にある仮設駐車場を廃止し、構内へ入構する車を削減することにより、学生、教職員及び大学利用者の交通に関する安全・安心な環境の確保を図る。

ついては、本学にふさわしい新たな駐車場整備等事業を広く民間から自由な発想による優れた提案を求めるため、技術提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により実施いたします。

4) 事業方式

本事業は、本入札説明書の定めに従って本事業を行う者として、開札の結果、事業者と選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）が、自らの資金で立体駐車場及びこれに附帯する設備等の設計及び建設（既存の平面駐車場の改変を含む）を行った後、本学にその所有権を無償で移転し、その後一定の期間中に施設等の維持管理及び構内駐車場運営を行う負担付寄附による BTO 方式（Build, Transfer, Operate）により実施する。

本事業は、選定事業者が負担する費用のうち、施設の設計、建設に係る費用については、事業契約書の規定に定められる額を供用開始後に割賦方式により選定事業者を支払う。また、施設の維持管理に係る費用については、事業期間に渡り選定事業者を支払うサービス購入事業としての実施を前提とする。支払い方法については事業契約書（案）にて提示する。

対象となる事業の範囲は次のとおりであり、具体的な業務の範囲及び内容については要求水準書に示す。

5) 事業の範囲

①設計

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 立体駐車場及びこれに駐車管制設備等の附帯する設備及び工作物（以下あわせて「立体駐車場」という。）に係る計画・設計
- ・ 既存の平面駐車場（【別添資料 1 の工事範囲】以下「既存平面駐車場」という。）の改変に係る計画・設計
- ・ 周辺家屋影響調査
- ・ 電波障害調査
- ・ 建設工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

②建設

- ・ 立体駐車場の建設、既設ゲート撤去及び駐車管制設備等の附帯設備の設置
- ・ 既存平面駐車場の改変
- ・ 工事監理業務
- ・ 周辺環境対応、対策
- ・ 立体駐車場及び既存平面駐車場（以下「本駐車場」という。）運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

③維持管理

- ・ 本駐車場の維持管理（国立大学法人信州大学松本キャンパス構内駐車場維持管理・運営等業務仕様書【別添資料 7】（以下「駐車場業務仕様書」という。）を参照）

④運営

- ・本駐車場の運営（駐車場業務仕様書を参照）

⑤ その他の業務

- ・本学への施設の引渡し（立体駐車場完成後）

6）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から、立体駐車場の供用開始（令和5年4月1日を予定）から20年後（令和25年3月31日を予定）までとする。

7）事業スケジュール

① 設計、建設期間

令和5年4月1日までに供用開始が可能な期間で、選定事業者の提案による。
但し工事着手日は令和4年4月1日～令和4年6月1日頃を予定とする。

② 供用開始日

令和5年4月1日を見込んでいる。

③ 維持管理、運営期間

令和5年4月1日から20年とする。

（上記①～③の日程については松本市からの計画通知等の期間により変わる可能性があり、変更があった場合は、随時本学と協議を行うものとする。）

8）立体駐車場等の立地及び規模

① 立地に関する事項

項目	概要
建設場所	長野県松本市旭2丁目11
全体敷地面積	313,913 m ²
事業対象範囲	【別添資料1】参照
用途地域	第2種住居地域※
建ぺい率	60%
容積率	200%

※建設場所の用途地域は現在第1種中高層住居専用地域であるが、令和3年9月2日の松本市都市計画審議会にて第2種住居地域に用途変更されることが承認され、今後、松本市は地区計画の決定と同時に都市計画の決定、変更手続きに入る方針。

地区計画に関しては、国土交通大臣の承認を経て令和3年12月の議会に議案書が提出される予定。

② 施設に関する事項

項目		整備条件等
立体駐車場	形式	・ 自走式立体駐車場
	駐車台数	・ 760～820台 ※
	構造	・ R C造、S 造又はS R C造（選定事業者の提案による）
	規模	・ 4層5段（屋上階等に融雪設備を備える）
既存平面駐車場	形式	・ 平面駐車場（立体駐車場建設に伴う改変工事）
	駐車台数	・ 50～150台 ※

※駐車台数については規模の目安であり、立体駐車場は既存平面駐車場をできるだけ活用した効率的な規模とし、合算で820～920台を想定している。詳細は要求水準書を参照すること。

9) 事業の入札に関する事項

本事業は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認申請書類等の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ(<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札方式での申請・参加は原則認めない。ただし応札者にやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式参加承諾願（様式2－2）を、契約担当役に対し、6（3）4）に掲げる日までに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出することにより特別に認めるものとする。

本事業の入札は7.（1）1）に記載のとおり、一般競争入札方式及び総合評価落札方式で行う。なお、電子入札システムにおいては施工体制確認型総合評価落札方式の機能を利用（標準点＋加算点登録時に基礎審査の評価点を登録し、施工体制評価点登録時に定量的審査の評価点を登録）して実施するものとする。

（2）その他事業概要に関する事項

1) 駐車場利用料金の設定

・ 立体駐車場及び既存平面駐車場（以下あわせて「本駐車場」という。）の利用料金は、信州大学諸料金規程（別表第10松本キャンパス職員駐車場入構整理料）【別添資料6】（以下「駐車場料金規程」という。）に定められた料金によるものとする。なお、駐車場料金の変更については、本学が決定し選定事業者に速やかに通知するものとする。

4. 入札参加者の備えるべき参加資格

（1）入札参加者の備えるべき参加資格

1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。なお、入札参加グループを構成する企業（以下「入札参加グループの構成員」という。）の中から入札参加手続きを代表して行い対応窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

また、本事業に参加を希望する入札参加グループの代表企業が電子入札システムへの参加ができず、その入札参加グループの構成員の中に電子入札システムへ参加できる者がいた場合は、その構成員が代表して電子入札システムへ参加しても良いものとする。

なお、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社を設立する場合には、８．により契約締結前の協議による。

② 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加資格確認申請書及び参加資格確認資料（以下「参加資格確認申請書等」という。）の提出時において明らかにすること。

③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、選定事業者から直接業務を委託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加資格確認申請書等提出時において協力会社として明らかにすること。

④ 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本学と協議を行うこととし、協議の結果、本学が妥当と認めた場合には、代表企業以外の入札参加グループの構成員及び協力会社を、参加資格の確認を受けた上で提案書類の提出期限までに変更及び追加することができる。

⑤ 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社は、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員又は協力会社になることはできない。

２）入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程第５条及び第６条に規定される次の事項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの。

イ 以下の各号のいずれかに該当すると認められたときから定められた期間（３年以内）を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても

また同様とする。)

- a 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- b 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- c 選定事業者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- d 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- e 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。
- f この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者、整理開始を命ぜられていない者、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者、又はこれらの手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③ 参加資格確認申請書等の提出期限の日から事業者の選定が終了するまでの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④ 審査委員会（17ページで定義する。以下同じ。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において次の関連がある者でないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記 a については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤ 最近 1 年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者。

⑥ 入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社となっていないこと（現行事業者が運營業務に係る協力会社であって、かつ他の入札参加企業、入札参加グループの運營業務に係る協力会社となる場合を除く。）。また、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社になっていないこと。

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理に当たる者と建設に当たる者を兼務することはできないものとする。

① 設計に当たる者は以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において令和 3 年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 経営状況が健全であること。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成 18 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、収容台数 400 台以上の自走式立体駐車場の設計業務に従事し、完了した実績を 1 件以上有する統括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役

割及び分野を担当することを妨げるものではない。

カ 設計業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、ア、イ、ウ及びエの要件を満たすこととし、オの要件は少なくとも1者が満たすこととする。

② 工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第413項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア 上記3）①アに同じ。

イ 上記3）①イに同じ。

ウ 上記3）①ウに同じ。

エ 上記3）①エに同じ。

オ 平成18年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、収容台数400台以上の自走式立体駐車場の工事監理業務に従事し、完了した実績を1件以上有する者を専任で配置できること。

カ 建設に当たる者でないこと。また、建設に当たる者と資本関係又は人的関係がないこと。

③ 建設に当たる者は以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した令和3年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）により、以下の等級の認定を受けていること。

a 建築一式工事 A又はB

イ 提案内容に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 建築一式工事に当たる者は、平成18年度以降に元請として、収容台数400台以上の自走式立体駐車場の建設を行った実績を1件以上有すること。

エ 複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合にはその全ての者がア及びイの要件を満たすこととし、ウの要件は少なくとも1者が満たすこととする。

④ 維持管理・運営に当たる者は以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和3年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 収容台数400台以上の駐車場の維持管理・運営業務等を行った経験を有すること。

ウ 維持管理・運営業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、アの要件を満たすこととする。

すこととし、イの要件は少なくとも1者が満たすこととする。

(2) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は開札日とする。

5. 入札参加に際しての留意事項

(1) 前提条件

本事業は、用途地域による建築物の高さ制限等の規制緩和に向けて松本市と地区計画の策定について協議中であり、本入札説明書等の公告時（令和3年9月3日（金））には、都市計画決定を得られていない。都市計画決定は令和3年12月（予定）の松本市議会によって決定するものであり、本入札説明書の内容は全て、都市計画決定を得た場合を前提とするものである。なお、都市計画決定が得られないことにより、本事業が中止になった場合、入札参加に要した費用等について契約書案に基づき本学が責を負うものとする。また、都市計画決定が遅延した場合は、遅延した期間について事業期間を延長するものとし、60日を超える期間延長により生じた費用は本学が負担する。

(2) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、参加資格確認申請書等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(3) 費用負担

入札参加に関して必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(4) 提出書類の取扱い

1) 著作権

入札参加者から提出された提案書等の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本学は、本事業の範囲で公表し、又は閲覧に供するとき、その他本学が必要と認める場合には、選定事業者の提案書類の全部又は一部を無償で使用できる。また、選定事業者以外の入札参加者の提案書等については、本事業に関する公表を目的として、提案書等の一部を無断で使用できる。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

3) 提出書類の返却

入札参加者から提出を受けた提出書類は返却しない。

(5) 本学からの提示資料の取扱い

本学が提供する資料は、本事業入札参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることができない。ただし、誤字等の軽微な修正はこの限りではない。

(8) 使用言語及び通貨

入札参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

6. 入札参加の手続き等

(1) 担当課

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

国立大学法人信州大学環境施設部環境企画課

○TEL：0263-37-2149

○FAX：0263-37-3311

○Email：construction_bid@gm.shinshu-u.ac.jp

○HP：https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/organization/headquarters/facilities_section/

(信州大学環境施設部ホームページ)

(2) 選定のスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

日 付	内 容
令和3年9月3日（金）	入札公告、入札説明書等の公表
令和3年9月6日（月）～9月13日（月）	入札説明書等に関する質問1回目受付期間
令和3年9月17日（金）	質問1回目回答の公表
令和3年9月21日（火）～9月28日（火）	参加表明期間（参加資格確認申請書等提出）
令和3年10月4日（月）	参加資格の確認結果の通知
令和3年10月11日（月）～10月18日（月）	入札説明書等に関する質問2回目受付期間
令和3年10月22日（金）	質問2回目回答の公表
令和3年10月27日（水）～11月1日（月）	入札書及び提案書の受付期間
令和3年11月4日（木）	開札
令和3年11月8日（月）～11月19日（金）	提出書類に関するヒアリング（本学が必要であると判断した場合）
令和3年11月30日（火）	選定事業者の決定 ※
令和4年1月31日（月）	事業契約締結期限 ※

※ ヒアリングを実施しない場合は、日程を変更する場合がある。

(3) 提案書類提出の手続き

提案書類提出に関する手続き等は次のとおりである。

1) 入札説明書の閲覧

【閲覧期間】 令和3年9月3日（金）から 9月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

【閲覧場所】 国立大学法人信州大学環境施設部環境企画課

入札説明書の交付は行わないので、次のホームページで閲覧し、ダウンロードすることができる。

○信州大学ホームページ

・「6.（1）担当課」に同じ。

2) 入札説明書に関する質問の受付

【受付期間】 1回目 令和3年9月6日（月）～9月13日（月）午後5時まで

2回目 令和3年10月11日（月）～10月18日（月）午後5時まで

【提出方法】 質問の内容を明確かつ簡潔にまとめ、入札説明書に関する質問書（様式1）に記入の上、電子メールで当該ファイル添付にて提出のこと。

また、上記の受付期間内に未着の場合には、質問がなかったものとみなす。

【提出場所】 「6.（1）担当課」に同じ。

3） 入札説明書に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。また、質問を行った企業名については公表しない。なお、評価に関しては相対評価であるため回答できない。

公表の内容は次のとおり。

【公表方法】 次のホームページにより公表する

○信州大学ホームページ

・「6.（1）担当課」に同じ。

【公表期限】 1回目は令和3年9月17日（金）、2回目は令和3年10月22日（金）中に公表する。

4） 参加資格確認申請（参加表明）書等の提出

参加希望者は、「4 入札参加者の備えるべき参加資格」（1）に掲げる要件（以下「参加資格」という。）を満たすことを証明するため、次に従い、参加資格確認申請書等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記4（1）3）の①ア、②ア、③ア及び④アに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者については、開札のときにおいて上記4（1）3）の①ア、②ア、③ア及び④アに掲げる事項を満たしていることを条件として参加資格があることの確認を求めるものとする。当該確認を受けた者が参加するためには、開札のときにおいて上記4（1）3）の①ア、②ア、③ア及び④アに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、参加資格確認申請書の提出をもって参加の意思を表明したものとし、期間中に参加資格確認申請書等を提出しない者並びに参加資格が無いと認められた者は入札に参加することができない。

参加資格確認申請書等の提出書類は、様式集（様式2～様式10）により作成すること。

【受付（参加表明）期間】 令和3年9月21日（火）～9月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

【提出方法】 申請書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便物等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとし、電送によ

るものは受け付けない。

【提出場所】 「6. (1) 担当課」に同じ。

【その他】 申請書及び資料の提出書類は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。容量は合計で10MB以内に納めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合はLZH形式又はZIP形式により圧縮して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを令和3年9月28日（火）午後5時までに必着で持参又は郵送（書留郵便物等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。郵送又は持参で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・郵送又は持参とする旨
- ・郵送又は持参する書類の目録
- ・郵送又は持参する書類の頁数
- ・発送又は持参年月日

5) 参加資格の確認

参加資格の確認結果の通知は、令和3年10月4日（月）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

6) 参加の辞退

参加資格確認申請書等を提出した入札参加者で、本事業への参加ならびに提案書類の提出を辞退する場合は、次に従い、参加辞退届（様式11）を提出すること。

参加を辞退したものが、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取り扱いを受けるものではない。

【提出期限】

- ・持参、郵送：令和3年10月5日（火）～ 11月1日（月）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
（ただし11月1日（月）は午後3時まで）
- ・電子入札システム：入札状況一覧画面にて辞退書を提出

【提出方法】 持参又は郵送（書留郵便物等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）

7) 入札書及び提案書類の提出

参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者は、次のとおり入札書及び提案書類を提出すること。

入札書には、3. (1) 6) 事業期間の事業に係る総額を記載すること。

提案書類は、様式集（様式12～様式52）により作成すること。

本駐車場の駐車台数が８２０台未満の場合は失格となることに留意すること。

【提出期間】 令和３年１０月２７日（水）～ １１月１日（月）までの（土曜日、日曜日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで

（ただし１１月１日（月）は午後３時まで）（必着）

【提出方法】 ・入札書は、電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行うものは、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。）のいずれかの方法で提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

・提案書類は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。）のいずれかの方法で提出すること。電送によるものは受け付けない。

【提出場所】 「６．（１）担当課」に同じ。

【提出部数】 提案書類は製本（ファイル綴じ１０部）及びPDFデータ（CD-Rに保存１式）を提出すること。なお、（様式４７）事業収支計画表については、EXCELデータ（CD-Rに保存１式）も提出すること。

- ・入札保証金は免除する。
- ・契約保証金は納付する。
- ・入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
 - ① 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに事業名を記載し、提出すること。

なお、ファイル容量は３MB以内に納めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく３MB以内に収まらない場合は、持参又は郵送（書留郵便物等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）するものとする。

- ② 入札参加者は押印（電子入札システムにより内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った内訳書を提出しなければならず、提出した内訳書について契約担当役（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争参加者心得第３１に該当する入札として、原則として当該内訳書提出者の入札を無効とする。

１．未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	（１）	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）	他の事業の内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）

	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の事業の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、選定事業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合又は当該事業において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ内訳書を公正取引委員会に提出することがある。

③ 契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封印をして提出すること。

④ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであって、契約上の権利義務を生じるものではない。

8) 開札

【開札日時】令和3年11月4日（木）午前10時

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には、当該入札における執行職員からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

なお、開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、本学が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提出した入札参加者のみ、その後の事業者選定の対象となる。また、事業者選定の対象となる者がいない場合に限り再度入札を行い。入札執行回数は、原則として2回を限度とする。2回目の入札の執行は、本学が指定する日時に行う。最終の入札を実施しても事業者選定の対象となる者がいない場合は、最低価格を提示した者と価格交渉を行うものとする。

7. 事業者選定に関する事項

(1) 選定事業者の決定

1) 選定事業者の決定方法

本事業の選定事業者の決定は、入札参加者の提案内容及び入札価格を総合的に審査して、最も優れた提案を行ったものを選定事業者として決定する総合評価一般競争入札方式で行う。ただし、6.(3) 8) の事業者選定の対象が1者のみであった場合は、提案内容の妥当性を確認したうえで選定事業者とすることとする。

2) 審査の方法

附属資料2の事業者選定基準に従って、審査委員会にて提案書類の審査を行う。詳細は事業者選定基準による。

3) ヒアリングについて

本学は、必要であると判断した場合、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことがある。ヒアリングの日時、方法等については、対象となる入札参加者に対して通知する。

(2) 審査委員会

事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、有識者、大学職員等で構成される審査委員会を設置する。審査委員は以下のとおり。なお、諸事情により異動や退職した場合は後任の者が引き継ぐものとする。

	氏名	所属
委員長	小宮山 啓太郎	信州大学 理事（財務・環境施設担当）
	池 田 幸 雄	山梨大学 施設・環境部長
	成 田 憲 隆	信州大学 財務部長
	三 澤 剛	信州大学 医学部附属病院 副病院長
	大 江 信 浩	信州大学 環境施設部長

(3) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、「6.(1) 担当課」に同じ。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、選定事業者の決定後、速やかに入札参加者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査委員会による審査結果とあわせて信州大学のホームページへの掲載により公表する。

8. 特別目的会社の設立

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定された場合には、本事業を実施する株式会社として事業者たる特別目的会社を事業契約書の締結までに設立してもよい。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して必ず出資するものとする。また、特別目的会社への出資者が有する議決権の割合は、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業の議決権割合が最大となるものとし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えるものとする。

ただし、入札参加企業の場合にあつては、新たに事業者たる特別目的会社を設立することなく入札参加企業自らが事業者（大学との契約当事者）となることを選択できるものとする。

9. 事業契約に関する事項

（1）事業契約の締結

本学は、本事業に関し、本学が選定事業者に委託するすべての業務の内容、要求水準等に関する事項等を明確にするとともに、本学と選定事業者の権利義務を包括的に規定することを目的とし、選定事業者と事業契約に関する協議を行う。契約締結にあたっては次の点に留意すること。

1) 事業契約書において、選定事業者が遂行すべき設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容等を定める。

2) 提案書類等に表示された選定事業者の事業計画等について、本学は、変更を要望することができるものとし、選定事業者はその変更について本学と協議及び検討を行うこととする。

3) 事業契約締結にかかる選定事業者側の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

4) 選定事業者が事業契約を締結しない場合、本学は、選定事業者に対し違約金として落札金額100分の5に相当する金額を請求することがある。

（2）契約保証金

契約保証金は、納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行い、当該履行保証保険契約に係る保証証券を本学の契約担当者に提出した場合は契約保証金を免除するものとする。また、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事

業契約に定める違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を本学のために設定するものとする。

① 保険金額

- ・施設整備費に相当する金額（設計費、工事監理費及び消費税相当額を含む）の100分の10以上

② 付保期間

- ・施設整備業務の期間のうち、建設業務の期間

③ 保険証券の本学の契約担当者への提出期限

- ・施設整備業務の期間のうち、建設業務に着手するまで

（３）選定事業者の権利義務の譲渡等に関する制限

本学による事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

（４）本学と選定事業者の責任分担

1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本学と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。本駐車場の設計、建設、維持管理及び運営の責任は、（選定事業者が担う業務の範囲において）原則として選定事業者が負うものとする。ただし、本学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本学が責任を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

本学と選定事業者の責任分担は、別紙1 リスク分担表及び事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度やその具体的内容について、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

（５）選定事業者が付保すべき保険

選定事業者（選定事業者と業務委託契約を締結する協力企業等を含む）は、上記(3)で定める履行保証保険契約の他に、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

1) 建設期間（工事着工から引渡予定日）

① 建設工事保険

② 第三者賠償責任保険

2) 維持管理、運営期間

① 施設管理者賠償責任保険

② 自動車管理者賠償責任保険

(6) 法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。なお、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合には、可能な範囲で本学は必要な協力を行う。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

立体駐車場供用開始の段階において、本学は財政上の支援を行う。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。また、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、本学はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

(7) その他の支援に関する事項

- ・事業実施に必要な許認可等に関し、本学は必要に応じて協力を行う。
- ・法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本学と選定事業者で協議を行う。

10. 事業実施に関する事項

(1) 業務の遂行

選定事業者は、提案書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と本学との関わり

- ① 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、本学は事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- ② 本学は、原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて本学と業務担当企業との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、本学と業務担当企業との間で直接連絡調整を行った事項については、選定事業者に報告する。
- ③ 事業の継続性を可能な限り確保する目的で、本学は、選定事業者に資金を提供する金融機関等と協議を行うことがある。
- ④ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、本学と選定事業者は誠意をも

って協議する。

（３）業務内容

１）業務内容

設計、建設、維持管理及び運営の各業務については、事業契約書（案）及び要求水準書【附属資料１】による。

２）業務の委託

選定事業者は上記１）に示した業務を、あらかじめ本学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

（４）本学によるモニタリング

本学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。方法、内容等の詳細については、事業契約書（案）に定める。

なお、維持管理・運営業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、本学は、選定事業者に改善勧告を行う。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

１）本事業の実施状況の確認

本学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に実施状況の確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、本学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

① 基本設計・実施設計時

選定事業者は、定期的に本学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を本学に提出し、内容の確認を受ける。

② 建築確認申請時

選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、本学に事前説明及び事後報告を行う。

③ 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置して工事監理を行い、選定事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を本学に毎月報告させる。また、選定事業者は、本学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。なお、本学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する契約の内容に適合しないものの責任は本学に移転されないものとする。

④ 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で本学の確認を受ける。なお、本学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する契約の内容に適合しないものの責任は本学に移転されないものとする。

2) 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置

本学は、本事業の目的を達成するためにモニタリングを行い、施設の維持管理・運営状況について要求水準書で定められた水準が満たされていない場合は、是正勧告その他の措置を取るものとする。

3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の計算書類（会社法第435条第2項に規定する計算書類をいう。）を作成し、毎事業年度経過後3ヵ月以内に本学に提出する。

4) 業務状況の報告

選定事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を本学に報告し、本学の確認又は承諾を受けなければならない。

(5) 土地の使用等

1) 本事業に係る敷地は、国立大学法人信州大学の所有地である。

2) 本事業に係る敷地については、建設業務、維持管理業務、及び運営業務に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。地上権の設定は行わない。

11. その他

(1) 事業の終了

本学は、選定事業者の責めに帰すことができない災害等により本駐車場の使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により本駐車場を維持・継続できないと判断した場合は、本契約を解除することができる。

(2) 情報の提供

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には本学のホームページに掲載する。

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は選定事業者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは本学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した際、文部科学省の17文科施第345

号文教施設企画部長通知「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」及び
17文科施第346号文教施設企画部長通知「設計・コンサルティング業務の請負契約に係
る指名停止等の取扱いについて」に基づく取扱いを行う。